

発信日：令和 2 年 3 月 9 日

【第 2 報】 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時的扱い 「20 分未満の訪問看護費の算定」等

公益財団法人 日本訪問看護財団

訪問看護に従事する皆さまに標題についてお知らせします。
皆さまと共に、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を目指します。

1. 20 分未満の訪問看護費の算定要件の臨時的取扱い

訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行い、やむを得ず長時間のケアや見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫しましょう。20分未満の訪問看護の算定要件について下記のQ&Aが発出されました。

問 6 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が 20 分未満となった場合に 20 分未満の報酬を算定してよいか。

(答)

20 分未満の訪問看護費については、20 分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週 1 回以上提供され、かつ、緊急時訪問看護加算の届出がされていた場合に算定できることとなっているが、訪問看護計画において位置付けられた内容の指定訪問看護のうち、高齢者の療養生活を支援するために必要となる最低限の提供を行った場合は、当該要件を満たしていなくても 20 分未満の報酬を算定することとして差し支えない。

8)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省老健局 より一部抜粋

2. 請求期日の臨時的取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合、請求期日に間に合わない介護サービス事業所等については、令和 2 年 2 月サービス提供分(3 月提出分)及び 3 月サービス提供分(4 月提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限について、通常の請求期日(サービス提供の翌月 10 日)より後に請求することが可能です。

このような場合は、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ましょう。

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能である。このような場合においては、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ること。

9)「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(3月提出分及び4月提出分)の取扱いについて(依頼)」令和2年3月5日付厚生労働省老健局 より一部抜粋

3. その他各種会議の開催・参加等

感染拡大防止の観点から、サービス担当者会議をはじめとした各種会議等への参加は柔軟に対応しましょう。

※下記問8については、療養通所介護、看護小規模多機能型居宅介護が該当します。

問8 運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として、その開催を延期、中止する等の措置を行ってもよいか。

(答)

運営推進会議や介護・医療連携推進会議の開催については、感染拡大防止の観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。

なお、安全・サービス提供管理委員会の開催についても同様である。

問9 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

(答)

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

7)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」令和2年2月28日 厚生労働省老健局より一部抜粋

※訪問看護に関することで新たな情報が入り次第、適宜情報提供いたします。当財団のホームページ(<https://www.jvnf.or.jp/>)をご確認ください。

4. 参考資料・サイト

1)厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2)厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

3)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5

4)厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

5)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」令和2年2月17日厚生労働省老健局

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601694.pdf>

6)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」令和2年2月24日厚生労働省老健局

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.files/kaigohoken_sasih_in_joho_770.pdf

7)「新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等 の臨時的な取扱いについて(第3報)」令和2年2月28日 厚生労働省老健局

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.files/kaigohoken_saish_in_joho_773.pdf

8)新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」令和2年3月6日厚生労働省老健局

<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2019/vol.779.pdf>

9)「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(3月提出分及び4月提出分)の取扱いについて(依頼)」令和2年3月5日付厚生労働省老健局

<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2019/200305kaigo-tsuchi.pdf>